

京都市教育委員会教育長訓令甲第7号

事務局

教育機関

京都市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成19年12月28日

京都市教育委員会教育長職務代理

教育次長 高桑 三男

第1条中「、休息时间」を削る。

第3条第1項中「第5条第2項」を「第4条第2項」に改め、「45分、8時間を超える場合は」及び「、休息时间については、実勤務時間4時間につき15分」を削り、同条第3項中「一般職員（別表に掲げる職員以外の職員をいう。以下同じ）」を「別表その他の課等の項に掲げる職員」に改める。

別表を次のように改める。

| 所管 | 課等 | 職員の区分 | 勤務時間 | 休日 |
|-----|-------|--|---|---|
| 指導部 | 学校指導課 | 京都市コミュニティセンター条例第1条第3項第4号に規定する学習施設に勤務する職員 | 交替に 午前8時30分から 午後5時15分まで 午後0時30分から 午後9時15分まで | 4週間を通じて8日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで |
| | | その他の職員 | 午前8時45分から 午後5時30分まで | 日曜日、土曜日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで |
| 指導部 | 生徒指導課 | 右京区役所京北出張所管内の所管施設を勤務場所とする職員 | 午前8時30分から 午後5時15分まで | 日曜日、土曜日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで |

| | | | | |
|--------------------|-------------|-----------------------------|---|---|
| | | その他の職員 | 交替に 午前8時45分から 午後5時30分まで 午後0時45分から 午後9時30分まで | 4週間を通じて8日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで |
| 生涯学習部 | | 右京区役所京北出張所管内の所管施設を勤務場所とする職員 | 午前8時30分から 午後5時15分まで | 日曜日、土曜日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで |
| | | その他の職員 | 午前8時45分から 午後5時30分まで | |
| 総合教育センター | | 全員 | 交替に 午前8時45分から 午後5時30分まで 午後0時30分から 午後9時15分まで | 日曜日、土曜日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで |
| 教育相談総合センター | カウンセリングセンター | 全員 | 交替に 午前8時45分から 午後5時30分まで 午後0時45分から 午後9時30分まで | 4週間を通じて8日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで |
| | ふれあいの杜 | 全員 | 午前8時45分から 午後5時30分まで | 日曜日、土曜日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで |
| 子育て支援総合センターこどもみらい館 | | 全員 | 交替に 午前8時30分から 午後5時15分まで 午前8時45分から 午後5時30分まで 正午から午後8時45分まで 午後1時から午後9時45分まで | 4週間を通じて8日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで |
| 生涯学習総合センター | | 全員 | 交替に 午前8時30分から 午後5時15分まで 午後1時から午後9時45分まで | 4週間を通じて8日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで |
| 図書 | 中央図書 | 全員 | 交替に | 4週間を通じて8日 |

| | | | | |
|----------------|--|----|--|---|
| 館 | 館，伏見中央図書館及び醍醐中央図書館 | | 午前8時45分から午後5時30分まで 正午から午後8時45分まで | 並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで |
| | 岩倉図書館，東山図書館，吉祥院図書館，向島図書館，醍醐図書館，久我のもり図書館及び久世ふれあいセンター図書館 | 全員 | 交替に 午前8時45分から午後5時30分まで 午前10時30分から午後7時15分まで | |
| | その他の中央図書館の分館 | 全員 | 交替に 午前8時45分から午後5時30分まで 午前11時から午後7時45分まで | |
| 学校歴史博物館 | 全員 | | 午前8時30分から午後5時15分まで | 4週間を通じて8日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで |
| 青少年科学センター | 全員 | | 午前8時30分から午後5時15分まで | 4週間を通じて8日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで |
| 野外活動施設花背山の家 | 全員 | | 交替に 午前8時から午後4時45分まで 午前10時から午後6時45分まで 午後1時15分から午後10時まで | 4週間を通じて8日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで |
| 野外活動施設奥志摩みさきの家 | 全員 | | 交替に 午前8時から午後4時45分まで 午前8時30分から午後5時15分まで | 4週間を通じて8日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで |

| | | | |
|--------|----|------------------------|---|
| その他の課等 | 全員 | 午前8時45分から 午後5時30分まで | 日曜日、土曜日、祝 日法による休日並び に1月2日、同月3 日及び12月29日 から同月31日まで |
|--------|----|------------------------|---|

附 則

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)